

仕 様 書	
件 名	<p>平成30年度 海外展示会「Manufacturing Indonesia 2018」出展に係る公社支援企業のプロモーション動画制作業務委託（単価契約）について</p>
内 容	<p>公社支援企業の強みをASEAN・アジア地域に所在する現地企業、日系企業、政府機関等へPRするための動画を制作すること。</p> <p>なお、業務履行については、以下に記載の当事業ホームページを参照し、シナリオ構成、演出方法などを踏まえて実施にあたること。</p> <p><製品紹介 Movie Gallery の国際事業課公式サイト></p> <p>https://www.tokyo-trade-center.or.jp/TTC/eventmov/</p> <p>(1) 予定制作本数：最大16本</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆Manufacturing Indonesia 2018（インドネシア・ジャカルタ）出展企業審査会で出展企業が確定した後、制作本数を決定する。 ◆支払本数は実際に制作した本数とし、契約単価に制作本数を乗じた金額を支払う。 ◆予定制作本数に達した場合は、委託者は契約期間の満了を待たずに、その時点で本契約を打ち切るものとする。また、発注本数が予定制作本数に達しない場合であっても、契約期間の満了をもって、本契約は終了する。 <p>(2) 動画の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆上映時間：1動画あたり1分程度 ◆制作対象事業者の持つ製品の強みや繊細かつ複雑な技術を原則ナレーション無しでもわかりやすく、限られた時間内でポイントを印象的に伝えることができるものとすること。 ◆映像には、コンピュータグラフィックス（CG）を活用して、原則として映像のみで製品の魅力が伝わるようにすること。ただし、説明が必要な部分はテロップで対応するものとし、言語は英語のキャプチャーに対応すること。 ◆映像の制作は当公社が行っていることがわかるように、共通の映像を作成し、各動画に組み込むこと。 ◆全動画共通のBGMを挿入すること。 ◆制作する全ての動画コンテンツは、BGMの他、テロップ（英訳）を入れ、海外バイヤー向けに配慮した仕様で制作を行うこと。テロップは日本語から英訳を行うこと。 <p>(3) 制作手順</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆取材日程は、原則として、①打合せ日 ②撮影日の2日間での対応とすること。また、日程調整は、制作者が制作対象事業者と直接調整し、日時・場所を公社へ報告すること。（原則として支援企業で取材） ◆取材場所は、原則として東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県・山梨県の1都4県とする。それ以外の場所での取材は、公社担当者と調整すること。 ◆打合せ後、演出方法を検討のうえ、日本語でのシナリオを作成し、撮影日前に公社に提出すること。公社の指示に従い、必要に応じて、シナリオ内容の修正を行うこと。 ◆取材には、公社担当者が立ち会うものとする。 ◆動画制作に向けて、最大16社の公社支援企業に取材に行き、事業者や工場、製造工程、製品の背景等の動画を撮影し、動画素材を収集すること。 ◆得られた動画から、必要情報を抽出し、動画制作に向けた素材整理を行うこと。 ◆作成した動画は、公社の確認を受ける試写（編集確認）を2回実施すること。な

	<p>お、公社の承認を得られない場合は、得られるまで修正を行うこと。</p> <p>◆全ての動画コンテンツの演出・制作にあたっては、公社の指示に従い、必要に応じて調整と編集を行うこと。</p> <p>(4) 納品</p> <p>◆納品は、映像コンテンツを収録した動画ファイル（編集前および編集済映像、音声）及び展示会放映用のスティックメモリ（U S B）最大17本（製品ごと最大16本、まとめたもの1本）に格納して納品すること。</p> <p>◆納品期限は、平成30年11月26日とする。</p>
納品場所	<p>(公財) 東京都中小企業振興公社国際事業課 〒101-0024 東京都千代田区神田和泉町1-13 神田和泉町ビル9階 電話 03-5822-7241</p>
契約期間	契約締結の日～平成30年11月26日
支払条件	完了確認後、適法な請求書を受領した日から30日以内に指定口座への振込みとする。
契約情報の公表	<p>公益財団法人東京都中小企業振興公社は、経営の一層の透明性の向上を図っていくため、「経営情報の公表に関する要綱」に基づき、特定契約（官公庁との契約や競争入札に適さない契約等）のすべて及び契約金額が250万円以上の契約案件を以下のとおり公表いたします。</p> <p>①公表項目 契約方法（競争・独占・緊急・少額または特定の区分別）、契約種別（工事・委託・物品等の区分別）、契約相手方の名称、契約金額</p> <p>②公表時期及び手法 決算の公表に合わせて年1回取りまとめ、当公社ホームページ及び閲覧により公表いたします。 なお、公表の趣旨にご賛同いただけない場合は契約締結後14日以内に、文書にて同意しない旨申し出ることができます。</p>
再委託の取扱い	<p>(1) 受託者は、委託業務の全部または主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、予め書面により公社の承認を得たときにはこの限りでない。</p> <p>(2) この仕様書に定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負う。</p>
契約事項の遵守・守秘義務	<p>(1) 本契約業務の実施に当たっては、条例、規則、関係法令を十分に遵守するほか、契約書に記載の事項に従って処理すること。</p> <p>(2) 本契約業務の履行により知り得た個人情報は公社の保有個人情報であり、その取り扱いについては、別紙1「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。</p>
暴力団等排除に関する特約事項	暴力団等排除に関する特約事項については、別紙に定めるところによる。
その他	<p>(1) 常に、最新のウイルス定義ファイルにより更新されたウイルス対策ソフトを用い、ウイルス対策を必ず実施すること。</p> <p>(2) 公社が提供する写真等の素材は、本件以外に使用しないこと。</p>

- (3) 制作者は動画を制作するにあたり、非独占的使用権の素材及び音楽を利用するこ
とを可とする。
- (4) 制作者が収集、撮影した全ての素材、及び完成した動画作品に関する、全ての著
作権(著作権法第27条及び同法第28条に記載されている権利を含む)を、公社に譲
渡すること。
- (5) 制作者は、公社または公社が認めた者が動画を利用するにあたり、著作者人格権
(公表権、氏名表示権、同一性保持権)を行使しないこと。
- (6) 制作者は公社に対して、公社が本契約に基づき、本著作権の譲渡登録をするにあ
たって、登録手続きに必要な書類の作成及び資料の提供に協力すること。
- (7) 制作者は公社に対し、制作した動画が第三者の著作権、肖像権その他いかなる権
利も侵害するものではなく、かつ、合法的なものであることをそれぞれ保証すること。
- (8) 制作者は、公社からの求めがあった際には、映像制作にあたって発注した下請け
業者及び素材の作成を依頼した作家、使用した非独占的使用権の素材並びに音楽の契
約書又は利用規約を提示しなければならない。
- (9) 制作した動画の著作権譲渡の対価は本件に含まれるものとする。
- (10) 成果物・秘密保持について
- ① 本件業務の提案から履行に当たって、知り得た秘密を漏らしてはならない。
- ② 上記①及び②については、この契約が完了し、又は解除された後においても同様と
する。
- (11) その他詳細や疑義が生じたときは、公社職員と協議の上、決定すること。
- (12) 仕様書に記載のない不明な点等は公社担当者との協議による。